

陸上自衛隊会計監査隊の組織の細部に関する達

昭和 34 年 12 月 24 日
陸上自衛隊達第 51 - 6 号

改正 昭和 50 年 4 月 2 日達第 51 - 6 - 1 号 昭和 52 年 6 月 3 日達第 51 - 6 - 2 号

陸上自衛隊会計監査隊の組織及び運用に関する訓令（昭和 34 年陸上自衛隊訓令第 48 号）第 8 条及び第 13 条の規定に基づき、陸上自衛隊会計監査隊の組織の細部に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 杉山 茂

陸上自衛隊会計監査隊の組織の細部に関する達

（第 1 監査科）

第 1 条 陸上自衛隊会計監査隊本部（以下「会計監査隊本部」という。）の第 1 監査科においては、次の業務をつかさどる。

- （1）武器、航空、化学及び総務関係業務並びに金銭関係業務の会計監査の実施に関すること。
- （2）その他陸上自衛隊会計監査隊長（以下「会計監査隊長」という。）から命ぜられた事項に関すること。

（第 2 監査科）

第 2 条 会計監査隊本部の第 2 監査科においては、次の業務をつかさどる。

- （1）施設及び通信関係業務の会計監査の実施に関すること。
- （2）その他会計監査隊長から命ぜられた事項に関すること。

（第 3 監査科）

第 3 条 会計監査隊本部の第 3 監査科においては、次の業務をつかさどる。

- （1）衛生、需品、厚生及び輸送関係業務の会計監査の実施に関すること。
- （2）その他会計監査隊長から命ぜられた事項に関すること。

（委任規定）

第 4 条 この達に定めるもののほか、陸上自衛隊会計監査隊の組織の細部に関し必要な事項は、会計監査隊長が定める。

附 則

この達は、昭和 35 年 1 月 14 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 4 月 2 日陸上自衛隊達第 51 - 6 - 1 号）

この達は、昭和 50 年 4 月 3 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 6 月 3 日陸上自衛隊達第 51－6－2 号）
この達は、昭和 52 年 6 月 3 日から施行する。